

第7 目標指標

1 目標指標

本計画期間内では次の目標指標を設定します。

| 指標 | 分類 | 基準 (2019年度) | 目標 (2025年度) |
|-------------------|--------------------------------|----------------|----------------|
| 観光消費額 単価 | 道内客(円) | 13,432 | 15,000 |
| | コト消費割合(%) | 4.8 | 10 |
| | 道内宿泊者数(万人) | 934 | 1,074 |
| | 道外客(円) | 70,773 | 79,000 |
| | コト消費割合(%) | 4.2 | 10 |
| | 長期滞在者 ²¹ の数(万人) | 80 | 112 |
| | 外国人(円) | 138,778 | 210,000 |
| 観光入込 客数 | 国内客(万人) | 5,033 | 5,580 |
| | 宿泊客延数(万人泊) | 2,866 | 3,500 |
| | 道内客(万人) | 4,441 | 4,880 |
| | 道外客(万人) | 592 | 700 |
| | リピーター数(万人) | 471 | 570 |
| | 外国人(万人) | 244 | 2019年度 水準越え |
| 関連指標 | 繁忙・閑散期の比率 ²² (%) | 57.1 | 60 |
| | 道央圏以外の宿泊者数 ²³ (万人泊) | 1,261 | 1,540 |
| | 地方空港利用来道率 ²⁴ (%) | 19.8 | 22 |
| 満足度 ²⁵ | 道内客(%) | 31.6 | 40 |
| | コロナ対応の評価(点) | (2020年度)4.4 | 5 |
| | アウトドア関連人材指標 ²⁶ | - | - |
| | 道外客(%) | 44.3 | 50 |
| | コロナ対応の評価(点) | (2020年度)4.5 | 5 |
| | アウトドア関連人材指標 | - | - |

²¹ 長期滞在者：目標指標上は5泊以上と定義。

²² 繁忙・閑散期の比率：宿泊客延数が最も少ない月 ÷ 最も多い月にて算出。

²³ 道央圏以外の宿泊者数：道央圏以外の圏域の宿泊延数の合計。

²⁴ 地方空港利用来道率：新千歳・丘珠以外の空港の来道者数の合計 ÷ 全空港の来道者数にて算出。

²⁵ 満足度：「とても満足した」と回答した割合。

²⁶ アウトドア関連人材指標：令和3年度末策定予定の「北海道アウトドア活動振興推進計画」が決定次第、設定予定。

2 施策別成果指標

また、目標指標は各施策の達成度合いを測定するための成果指標としても活用します。

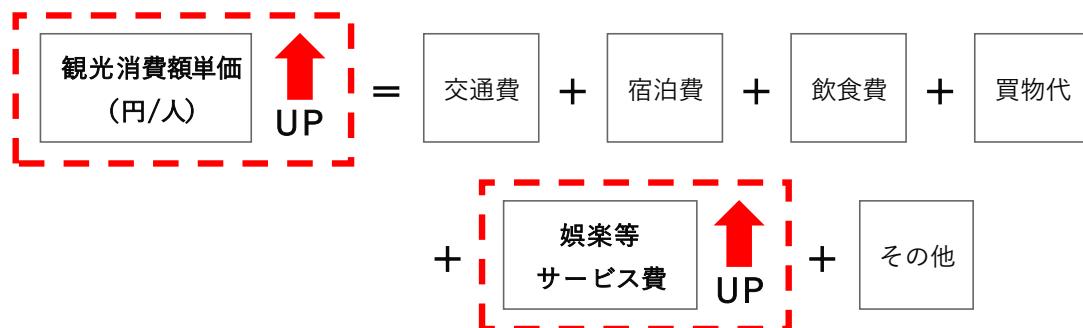
| 施策展開の方向 | 指標 | 分類 | 基準(2019年度) | 目標(2025年度) |
|-------------------|-----------------------|----------|-------------|------------|
| クリーン×セーフティ 北海道 | コロナ対応の評価(点) | 道内客 | (2020年度)4.4 | 5 |
| | | 道外客 | (2020年度)4.5 | 5 |
| 量×質の追求 | 満足度(%) | 道内客 | 31.6 | 40 |
| | | 道外客 | 44.3 | 50 |
| | 観光消費額単価(円) | 道内客 | 13,432 | 15,000 |
| 旅行者比率のリバランス | 観光入込客数(万人) | 道外客 | 70,773 | 79,000 |
| | | 外国人 | 138,778 | 210,000 |
| | | 道内客 | 4,441 | 4,880 |
| | リピーター数(万人) | 道外客 | 592 | 700 |
| | | 外国人 | 244 | 2019年度水準越え |
| 新しい旅行スタイルの推進 | 道内宿泊者数(万人) | 道内客 | 934 | 1,074 |
| | 繁忙・閑散期の比率(%) | 宿泊延数比 | 57.1 | 60 |
| | 道央圏以外の宿泊者数(万人泊) | 宿泊客延数 | 1,261 | 1,540 |
| | 観光消費額単価に占めるコト消費の割合(%) | 道内客 | 4.8 | 10 |
| | 宿泊客延数(万人泊) | 道外客 | 4.2 | 10 |
| 観光インフラの強靭化 | 長期滞在者の数(万人) | 国内客 | 2,866 | 3,500 |
| | 地方空港利用来道率(%) | 新千歳・丘珠以外 | 80 | 112 |
| | アウトドア関連人材指標 | - | - | - |

3 目標指標達成に関する考え方

(1) 観光消費額単価向上策

ア 娯楽等サービス費の向上

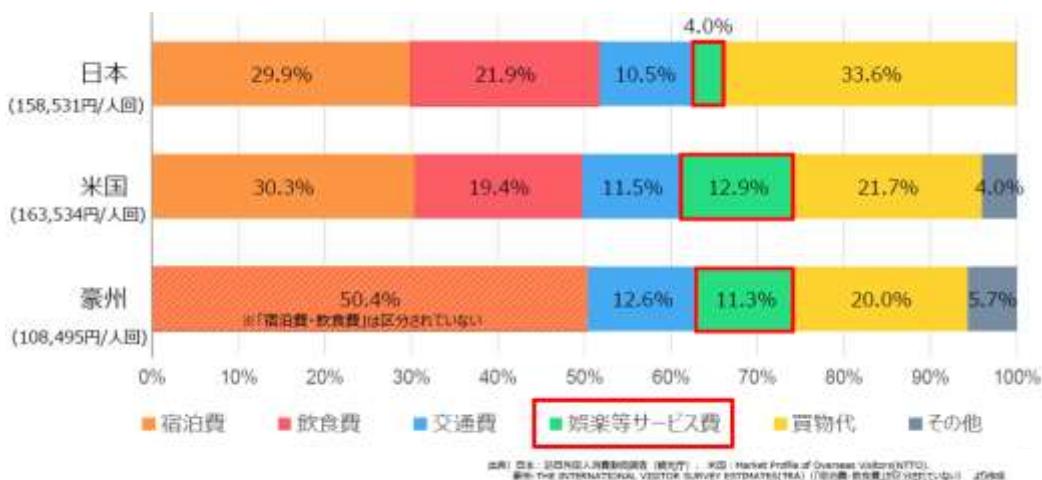
観光消費額単価は「交通費」、「宿泊費」、「飲食費」、「買物代」、「娯楽等サービス費」、「その他」の6項目で構成されますが、「娯楽等サービス費」、いわゆる「コト消費」の項目がまだ低い状況です。北海道には、アウトドアアクティビティが豊富にあるため、「ATWS 北海道／日本」を契機とした、アドベンチャートラベル市場の拡大やその他の体験型観光の推進等による、「娯楽等サービス費」の向上により、観光消費額単価の向上を目指します。



■ (再掲) 旅行中の支出に占める「娯楽等サービス費・その他」の割合※⑫

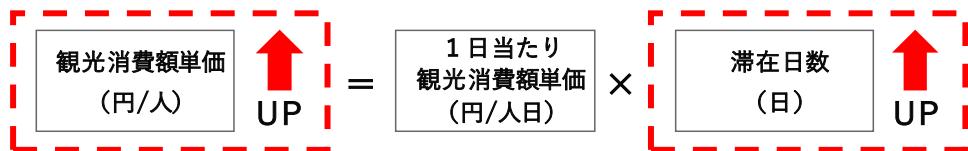
| 分類 | | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本人 | 宿泊 | 4.8% | 4.8% | 5.1% | 6.7% | 6.5% |
| | 日帰り | 9.1% | 9.9% | 10.3% | 12.0% | 13.4% |
| 外国人 | | 3.0% | 3.0% | 3.3% | 3.9% | 4.0% |

■ 各国を訪問する外国人旅行者の旅行消費額の内訳(2019年)※⑯



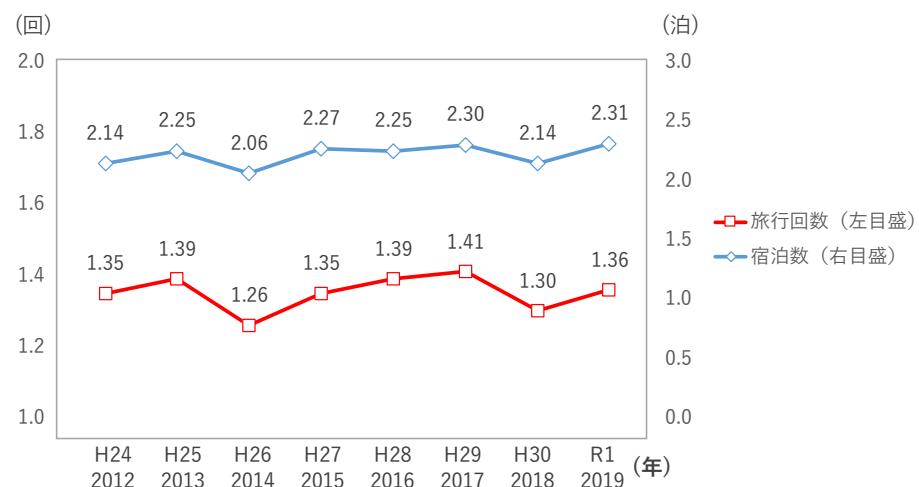
イ 滞在日数の長期化

観光消費額単価は、「1日当たり観光消費額単価」×「滞在日数」にも分解でき、滞在日数の長期化により観光消費額単価を向上させることができます。



しかし、日本人の1回の旅行当たりの宿泊数はここ数年変化していないことから、平日の滞在日数の増加が期待できるワーケーションやアドベンチャー・トラベルなどの新しい旅行スタイルを推進し、滞在日数を長期化させることにより、観光消費額単価の向上を目指します。

■ 日本人1人当たり国内宿泊旅行の回数と宿泊数※⑪



また、訪日外国人来道者についても、滞在日数が長い欧米豪からの誘客を促進することにより、滞在日数の増加を目指します。

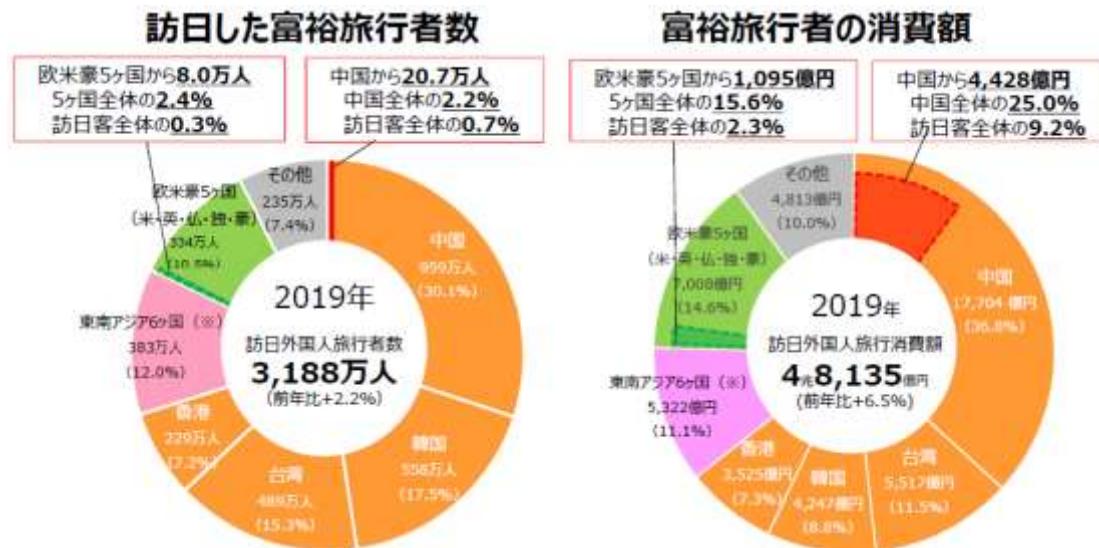
■ 国・地域別来道者の割合と道内宿泊数※⑫

| 分類 | 国・地域 | 来道者の割合 (2019年度) | 道内宿泊数 |
|-------|------------|--------------------|-------|
| 東アジア | 中国 | 24.3% | 5.5泊 |
| | 台湾 | 20.0% | 5.2泊 |
| | 韓国 | 17.9% | 4.1泊 |
| | 香港 | 7.3% | 6.2泊 |
| 東南アジア | シンガポール | 2.9% | 7.4泊 |
| | マレーシア | 4.4% | 6.2泊 |
| | タイ | 8.6% | 5.7泊 |
| オセアニア | オーストラリア・NZ | 2.2% | 9.9泊 |
| 欧米 | 米国・カナダ | 5.1% | 6.9泊 |
| | 欧州 | 1.9% | 8.1泊 |

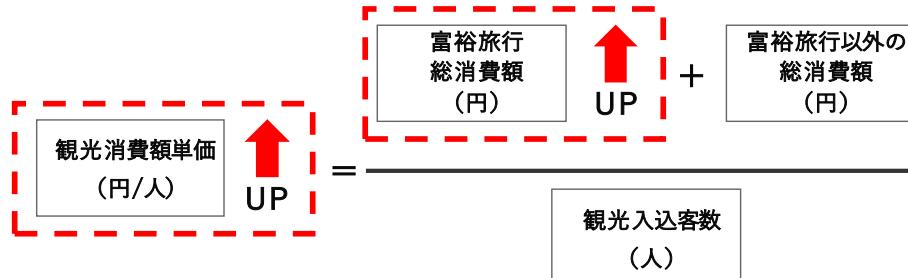
ウ 富裕旅行²⁷の獲得

2019年欧米豪の5ヶ国と中国からの訪日富裕旅行者数は全体の1.0%に過ぎませんが、旅行消費額全体の11.5%を占めています。

■ 訪日富裕旅行者とその消費額※⑯



富裕層は消費額が大きいだけでなく、富裕層に認められたブランド、トレンドは、大衆の憧れとなり、多くの人に影響・波及する可能性があること、また、対価に見合ったサービスの提供も求めることから、これに応えることにより、道内の観光サービス全体の質の向上が図られることも期待できることから、日本人及び外国人の富裕旅行の獲得をすることにより、観光消費額単価の向上を目指します。



■ 純金融資産保有額の階層別にみた保有資産規模と世帯数※⑯



²⁷ 富裕旅行：1人1回当たり着地消費100万円以上の旅行。

(2) 観光入込客数増加策

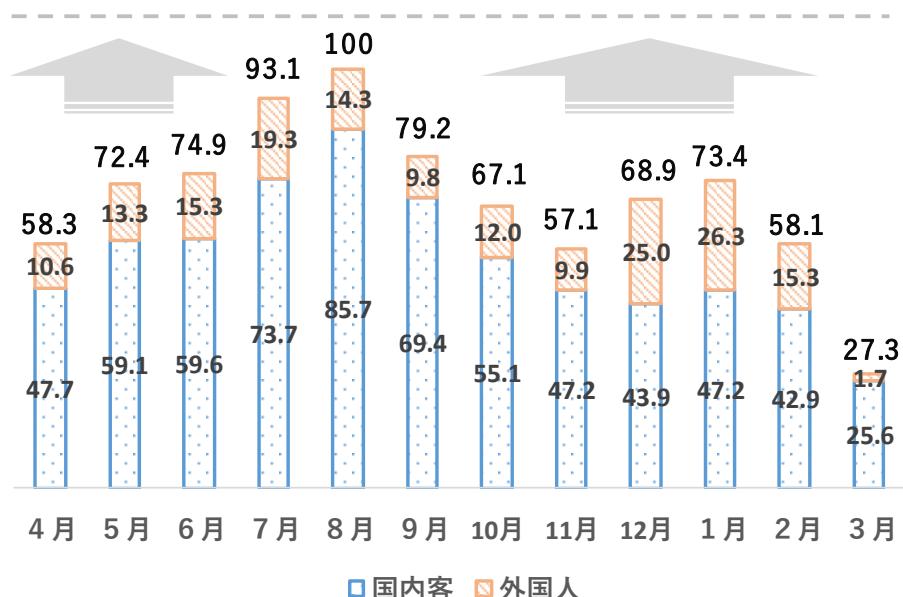
ア 閑散期における地域資源を活かした魅力向上

北海道観光は夏季に集中していますが、ウィズコロナの時代には、「三密」を避ける必要があることから、季節の分散化を図ることが必要であると考えられます。

閑散期には観光入込客数が大きく減少し、特に4月と11月の観光入込客数の減少幅が大きいことから、休止する観光施設も多く、このことが観光人材の通年雇用化の妨げの要因にもなっています。

新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点及び観光人材の雇用確保による「持続可能な北海道観光の発展」の観点からも、各地域における閑散期の魅力を食などの地域資源を活用し、向上させることにより、4月と11月をはじめとした閑散期の月別宿泊客延数の増加を目指します。

■ 2019年度月別宿泊客延数(8月を100とした場合)^{※⑤}

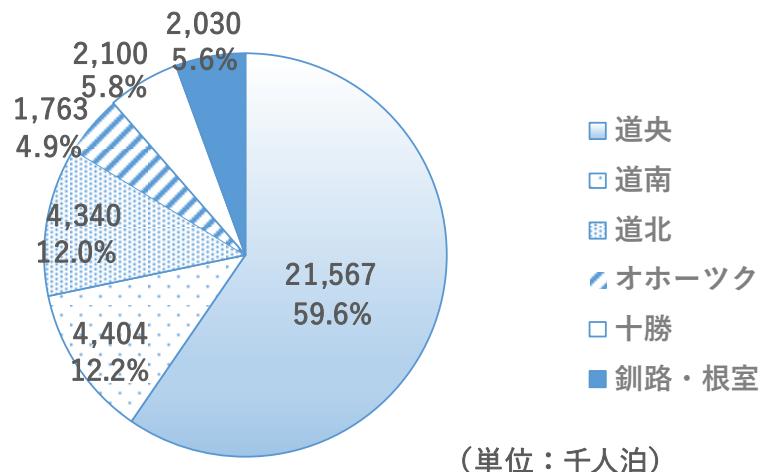
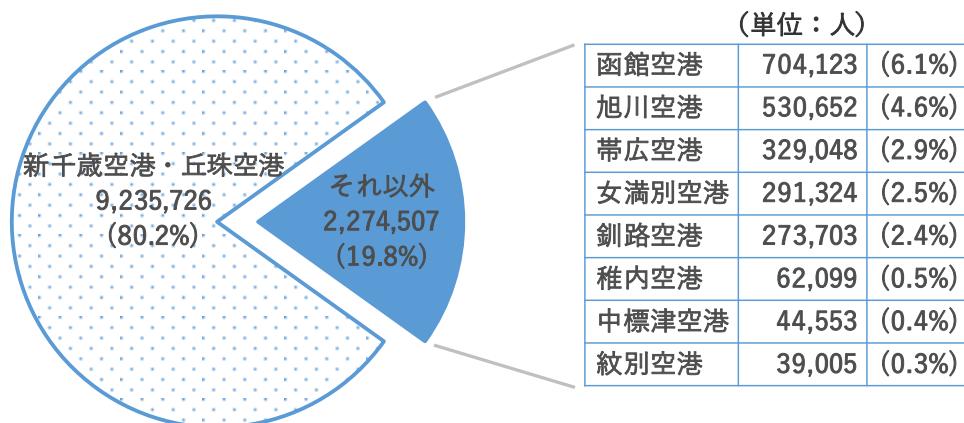


■ 年度別・月別宿泊客延数(8月を100とした場合)^{※⑤}

| 年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 2019 | 58.3 | 72.4 | 74.9 | 93.1 | 100 | 79.2 | 67.1 | 57.1 | 68.9 | 73.4 | 58.1 | 27.3 |
| 2018 | 52.0 | 65.6 | 73.1 | 90.8 | 100 | 60.5 | 65.5 | 56.4 | 73.5 | 73.1 | 70.6 | 64.8 |
| 2017 | 48.9 | 65.0 | 69.9 | 91.2 | 100 | 75.9 | 67.5 | 53.0 | 64.5 | 65.7 | 67.6 | 62.4 |
| 2016 | 48.6 | 64.2 | 70.0 | 90.3 | 100 | 79.3 | 66.5 | 48.4 | 58.8 | 63.4 | 63.6 | 57.7 |
| 2015 | 44.6 | 62.7 | 67.4 | 87.4 | 100 | 78.7 | 65.7 | 49.0 | 58.4 | 62.6 | 64.8 | 56.6 |
| 2014 | 42.1 | 60.5 | 66.9 | 86.0 | 100 | 78.3 | 67.8 | 50.6 | 57.8 | 59.0 | 64.5 | 58.6 |
| 2013 | 40.9 | 57.5 | 64.3 | 80.6 | 100 | 74.5 | 61.8 | 45.2 | 51.4 | 53.7 | 54.8 | 51.7 |
| 2012 | 41.4 | 58.5 | 65.3 | 80.2 | 100 | 76.5 | 63.3 | 45.4 | 51.9 | 51.6 | 54.3 | 51.1 |

イ 各空港を核とした地域の魅力を高める滞在型観光地づくり

北海道の観光客は道央圏に集中し、特に道外観光客については、新千歳空港・丘珠空港の利用が集中していることから、各地方空港を核とした地域の魅力を高める滞在型観光地づくりを促進し、道外から各地方空港へのアクセス数増加を目指します。

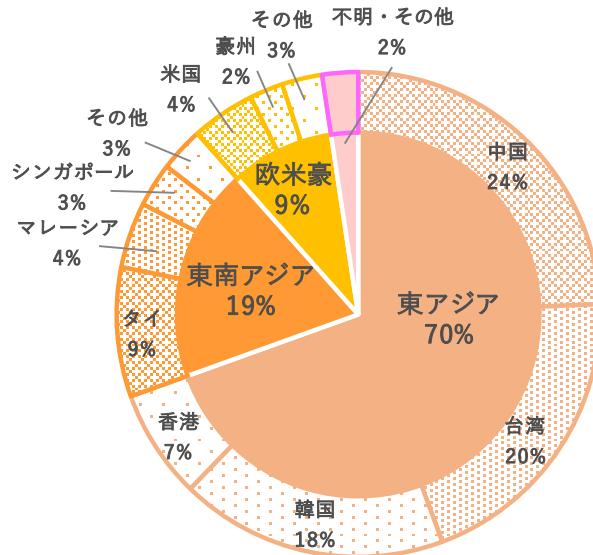
■ 地域別宿泊客延べ数と割合(2019年度)^{※⑤}■ 道内空港別来道者数と割合(2019年度)^{※⑦}

ウ 東南アジアや欧米豪からの誘客の強化

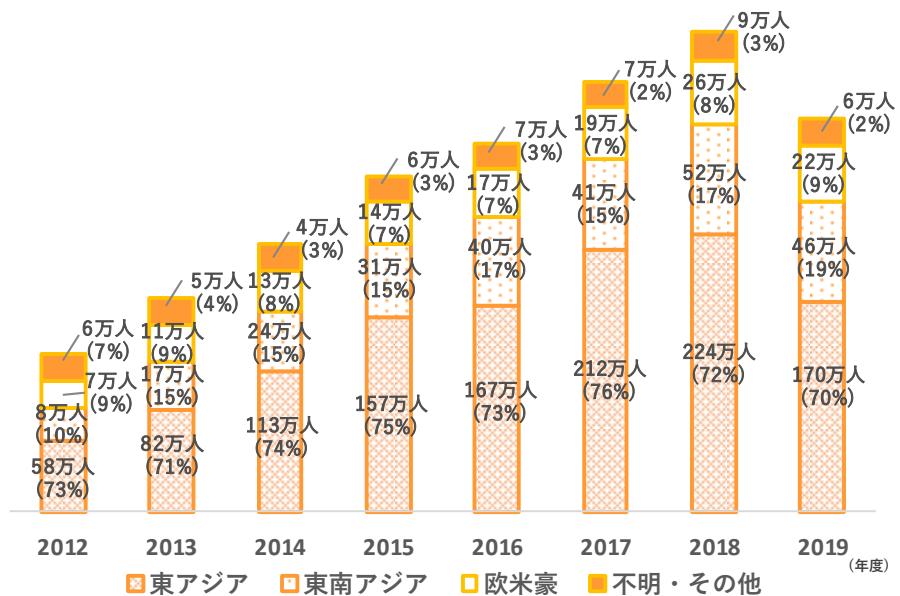
訪日外国人来道者はここ数年順調に増加してきた結果、北海道観光市場への影響も大きくなってきており、国内人口の減少、高齢化の影響により、その影響はますます大きなものになってくると予想されます。観光客は東アジアに集中しており、2019年には日韓関係の悪化により、韓国人観光客が大きく減少しました。東アジアの国・地域と日本は距離が近いことから、様々な交流が行われてきましたが、その分国際政治リスクも多く抱えています。

ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、再び外国人観光客が戻ってきたときには、国際政治リスク発生による道内観光産業へのダメージを最小限に抑える観点からも、東アジアからの観光客数増加に加え、東南アジアや欧米豪からの外国人観光客数の増加を目指します。

■ 国・地域別訪日外国人来道者の割合(2019年度)^{※⑤}



■ 地域別訪日外国人来道者数の推移・割合^{※⑤}

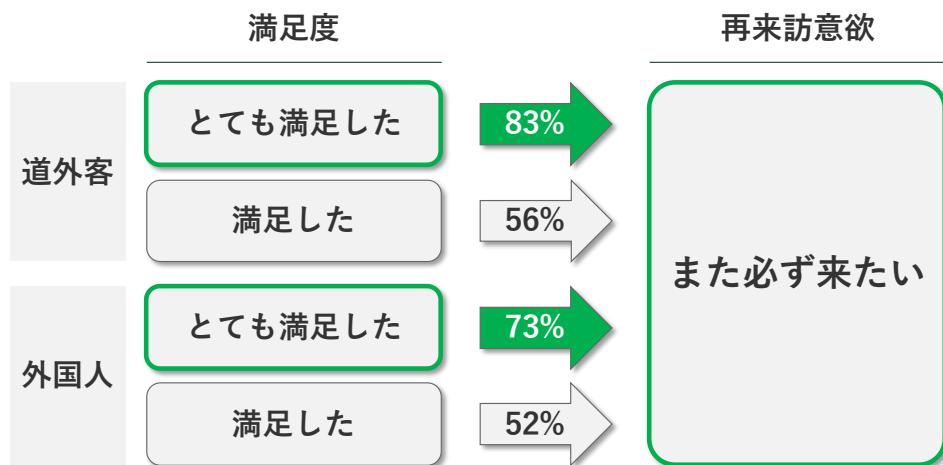


(3) 満足度向上策

観光入込客数を継続的に増加させていくには、リピーターの獲得が不可欠です。「令和元年度北海道来訪者満足度調査」によると、旅行の満足度により再来訪意欲は異なるため、満足度の向上を目指していく必要があります。

また、近年の満足度調査では「不満等」と回答する割合が高くなってきているため、「不満等」とした原因の分析を行い、次の施策につなげていくことが必要です。

■ 道外客・訪日外国人来道者の満足度別の再来訪意欲(2019年度)^{※⑧}



ウィズコロナの時代においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底と、アウトドア関連人材の育成を進めてサービスの向上を図ることにより、旅行全体の更なる満足度向上を目指します。

| 項目 | とても満足したと回答した割合(%) |
|---------------|-------------------|
| 観光・旅行全体について | UP |
| 各観光地での食事について | |
| おみやげ品について | |
| 宿泊施設について | |
| 観光施設について | |
| 交通機関について | |
| Wi-Fi設備環境について | |
| 景観について | |
| 温泉（入浴施設）について | |
| 全般的な接遇（おもてなし） | |

| | |
|------------------|----|
| + | |
| コロナ対応について | UP |
| アウトドアアクティビティについて | UP |

第8 観光振興に向けた行動指針と役割

この計画の目標の達成及び「北海道観光が将来的にめざす姿」に向けて、北海道観光のくにづくり条例で定められている基本理念及び役割に基づき、道民、観光事業者及び観光関係団体等の行動の指針及び役割を次のように設定しました。

なお、道民、観光事業者及び観光関係団体等は、ウィズコロナ期では感染症拡大防止が重要であることから、「新北海道スタイル」の徹底などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるものとします。

1 道民

- 身近な北海道の魅力を再確認し、道外・海外出身を問わず全ての道民が、自らも楽しめる観光地づくりを進めつつ、それぞれの目線で、本道の良さや魅力を国内外に向けて広く発信する
- 体験型観光などの道内観光を通じ、北海道の観光産業を応援する
- 積極的に観光客とふれあい交流の輪を広げ、心が通うおもてなしをする
- 地域の自然、歴史、生活・文化などを大切に思い、守り育て、それらと共生する観光の振興に努める

2 観光事業者、観光関係団体等

経済的利益や観光客、コミュニティ、文化、環境それぞれに対する利益の最大化と悪影響の最小化を図り、持続可能な北海道観光の実現に寄与するものとします。

(1) 観光事業者

- ウィズコロナ・ポストコロナにおける観光スタイルの変化やDXなどの社会の流れを敏感に捉えるとともに、長期的視点に立って対応する
- 北海道観光の持続的な発展に向け、地域との共存に努める
- 観光客のニーズに応えられる質の高いサービスの提供や交通ネットワークの利便性向上など、旅行形態の変化や観光ニーズの多様化に配慮する
- 一次産業をはじめ、地域産業の連携による地元食材の提供や特産品開発といった、観光にかかわる地産地消の推進に取り組む

(2) 観光関係団体

- 観光振興の主体として、観光客の誘致や観光情報の発信、地域の資源を生かした多様な観光商品づくり、ホスピタリティの向上や人材育成に取り組む
- 地域における様々な産業の参画や連携・協力が円滑に進むよう、調整に努める

(3) 北海道観光振興機構

- 広域連携DMOとして観光庁のガイドラインに沿った運営を進めるほか、道内市町村や地域のDMO、観光事業者では実施することが難しい事業や機構が実施する方が効率的かつ効果的な事業を実施する
- 専門性の高い人材を有し、政策の実行に当たっての具体的な戦略の検討を含む「マーケティング思考に基づく事業（打ち手）の企画、実行、検証」と「広域連携DMOとしての道内観光マネジメントの推進」を実施する
- 推進体制の強化に向け、広域連携DMOとして持続可能な組織の在り方の検討とDMOの形成・確立計画への反映や、専門性の維持・向上が継続的に図られる組織としていくための「人材育成・育成プログラム」の策定など、人材面での強化を図るための取組を進めるほか、広域連携DMOとして「持続可能な組織の在り方の検討」を踏まえた安定的な財政運営基盤の確立と安定的な財政運営に資する自主財源確保など財源面での強化を図る取組を進めしていく

(4) 行政

- 観光振興に資する調査データを収集・分析し、観光関係団体や観光事業者等の取組を支援するとともに、本計画の進捗状況などから関係者で課題を共有し必要な対応を検討する。
- 交通、環境、まちづくり、文化・教育をはじめとした関係部門が一体となって本計画を推進し、事業者など関係団体との連携調整に努める
- 地域の資源や特性からテーマ性を見いだし、戦略的なプランのもとに観光地づくりや誘客促進を進める

(5) 大学等

- 本道の観光振興に求められる人材の育成に努める
- 観光に関する研究やその成果を社会に還元するなど、観光の振興につなげる

第9 付属資料

1 北海道観光のくにづくり条例

(平成13年10月19日 条例第56号)

今、私たちは、自然との共生という考え方、心のゆとりや潤いを求める意識の変化や生活様式の多様性を背景に、互いに支え合い、尊重し合いながら、精神的な豊かさを大切に生きていく時代を迎えており。

観光は、日常生活を離れ、異なる文化や価値観の交流を通して、人々が相互の理解を深め、訪れる人は安らぎや明日への活力を得、迎える人は地域のすばらしさに目覚め、新たな魅力づくりに努める営みであり、心豊かなゆとりある生活を求める私たちにとって、生活の大切な一部となっているとともに、地域にとっても、地域を訪れる人々との交流を通じて経済の活性化につながっているものである。

四季を彩る雄大な自然、新鮮な山海の恵み、人々の暮らしとともに形成された景観やおおらかな気風が漂う、恵み豊かな北の大地は、人々の心を潤し、活力や感動を与えてくれる憧（あこが）れの地として、国内外から高い評価を得るようになった。

こうした優位性や地域の個性を生かしつつ、北海道を誰もが安心して快適に滞在することができる国際的にも通用する観光地とするよう取り組み、観光にかかる産業を北海道経済のリーディング産業とすることは、自主的かつ自律的な北海道の形成につながるものである。

先人から受け継いだ北海道の豊かで優れた環境を大切に守りながら、道民のみならず、北海道を訪れるすべての人がその豊かさを享受できるように観光の振興に努めることは、私たちの重要な役割であり、それぞれの地域が観光の意義と可能性を認識し、地域を愛するすべての者が協働し、知恵を出し合いながら観光のくにづくりを進めていくことが必要である。

このような考え方にして、道民の総意として観光の振興に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条

この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及び北海道経済の発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条

観光の振興は、道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働し、次に掲げる事項を基本として、道民及び観光客が共に楽しめる地域の特性を生かした個性豊かな観光地を形成するとともに、観光にかかる産業を地域経済を牽引する産業とすることを旨として、推進されなければならない。

第9 付属資料 / 1 北海道観光のくにづくり条例

- (1) 自然、景観等の環境の保全に配慮しながら、それらの魅力を十分に活用すること。
- (2) 豊かな自然にはぐくまれた食材及び食文化の魅力（以下「食の魅力」という。）を生かすこと。
- (3) 高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮すること。

（道の責務）

第3条

道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、観光の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が参画する広域的な観光振興に関し総合調整を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

（道民の役割）

第4条

道民は、基本理念にのっとり、観光客を温かく迎えるよう努めるとともに、地域の観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第5条

観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする。

- 2 観光事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域の他産業との連携に配慮するものとする。

（観光関係団体の役割）

第6条

観光関係団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、ホスピタリティ（観光客を温かく迎える接遇をいう。）の向上、観光客の誘致等に積極的に取り組む等観光の振興に貢献するよう努めるものとする。

第2章 観光の振興に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第7条

道は、次に掲げる基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働して行う取組を促進すること。
- (2) 環境を保全し活用する取組を促進すること。
- (3) 食の魅力を生かした取組を促進すること。
- (4) 観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりを促進すること。

第9 付属資料 / 1 北海道観光のくにづくり条例

- (5) 観光にかかる産業の発展のための取組を促進すること。
- (6) 国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。
- (7) 観光に関する普及啓発及び学習機会の確保を図ること。
- (8) 観光に関する基礎的データの収集及び調査を実施すること。

(観光の振興に関する基本的な計画)

第8条

知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 計画は、観光の振興に関する道の施策並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の行動の指針について定めるものとする。
- 3 計画は、観光の振興に関する適切な目標について定めるものとする。
- 4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道観光審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条

道は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道観光審議会

(設置)

第10条

北海道における観光の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第11条

審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、観光の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、観光の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第12条

審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

第9 付属資料 / 1 北海道観光のくにづくり条例

(委員及び特別委員)

第13条

委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第14条

審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条

審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第16条

審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第17条

この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 北海道観光審議会条例（昭和36年北海道条例第42号）は、廃止する。

第9 付属資料 / 1 北海道観光のくにづくり条例

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道観光審議会条例第3条第2項の規定により北海道観光審議会の委員又は特別委員に任命されている者は、第13条第1項の規定により委員又は特別委員に任命された者とみなし、その任期は、委員にあっては同条第2項の規定にかかわらず平成14年12月14日までとし、特別委員にあっては同条第4項の規定にかかわらず同年3月31日までとする。
- 4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 これまでの計画による取組の概略

第1期：2002年度から2007年度までの6年間

第2期：2008年度から2012年度までの5年間

第3期：2013年度から2017年度までの5年間

第4期：2018年度から2020年度までの3年間

(1) 第1期 北海道観光のくにづくり行動計画

平成13年(2001年)10月に公布・施行された「北海道観光のくにづくり条例」に基づく、観光振興に関する基本的な計画として策定された第1期の計画においては、

- 誰もが満足できる質の高い観光地をつくり、国内外の多くの方に何度も本道を訪れていただく。
- 観光振興により本道経済の活性化を図る。

を目標とし、観光に関わる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

温泉観光地の活性化に向けた取組や広域連携イベント開催への支援、環境や食を生かした観光地づくりを進めるとともに、知床の世界自然遺産登録や旭山動物園の人気などを追い風に、ターゲットを絞った効果的な宣伝誘致活動を推進しました。

計画期間においては、「知床」効果や旭山動物園人気など明るい動きがある一方、感染症(SARS²⁸)の世界的流行や十勝沖地震、大型台風などの影響がありました。

また、北海道の豊かな自然や雪、温泉などが人気を呼び、東アジア地域やオーストラリアなどからの外国人来道者数が急増しました。

²⁸ SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome) : 「サーズ」と読み、重症急性呼吸器症候群のこと。2003年初頭から、香港などを中心に流行した病気。

(2) 第2期 北海道観光のくにづくり行動計画

第2期の北海道観光のくにづくり行動計画においては、

- ・ 環境と共生する観光
- ・ 地域の資源を生かした観光振興
- ・ 観光振興による地域の経済の活性化

を目標とし、観光にかかわる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

地域の様々な産業、団体、行政などが連携し、北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、自然環境と共生する観光を推進するとともに、「食」をはじめとする多様な地域資源を生かした観光地づくりの取組や国内外への積極的な宣伝誘致活動を推進しました。

計画期間においては、急成長するアジア経済を背景に、外国人来道者数が増加するなど明るい動きがありましたが、計画スタート直後のリーマンショックや急激な円高、新型インフルエンザの感染拡大の影響、道内においては航空路線の減少や機材の小型化などのマイナス要因に加え、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による深刻な影響を受けました。

(3) 第3期 北海道観光のくにづくり行動計画

第3期の北海道観光のくにづくり行動計画においては、

- ・ 自然環境など地域の資源を生かした滞在型の観光地づくり
- ・ 国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大
- ・ 観光振興による地域と経済の活性化

を目標とし、観光にかかわる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

地域の様々な産業、団体、行政などが連携し、自然環境など地域の資源を生かした滞在型の観光地づくりを行うとともに、国内外への積極的な宣伝誘致活動を推進しました。

計画期間においては、査証要件の緩和や新千歳空港の発着枠制限の緩和などの要因により、外国人来道者数が急増したほか、北海道新幹線の開業など明るい動きがあり、観光入込客数は堅調に推移しました。

(4) 第4期 北海道観光のくにづくり行動計画

第4期の北海道観光のくにづくり行動計画においては、

- 国際的に質や満足度の高い観光地づくり
- 戦略的な誘客活動による旅行市場の拡大
- 観光振興による地域と経済の活性化

を目標とし、観光にかかわる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

府内各部や振興局はもとより、北海道観光振興機構や国をはじめ市町村、地域の観光協会など、観光振興に携わるすべての方々と連携・協力しながら、交流人口の拡大や観光消費の増加による地域経済の活性化や、観光産業の北海道のリーディング産業化に向け、取組を推進しました。

計画期間においては、2018年に訪日外国人来道者が過去最高の312万人に達しましたが、2018年9月には北海道胆振東部地震、2020年1月以降は新型コロナウイルス感染症など北海道の観光産業は甚大な影響を受けました。

3 出所・参考資料一覧

① 各写真の出所

- ・ 2023年3月
北海道ボールパーク F ビレッジおよび新球場エスコンフィールド HOKKAIDO 開業
(株)ファイターズスポーツ&エンターテイメント提供
- ・ 2025年4~10月
大阪・関西万博開催
2025年日本国際博覧会協会提供
- ・ 上記以外
道保有素材

② UNWTO, 「World Tourism Barometer Volume 18 · Issue 5 · August/September 2020」

③ IATA, 「COVID-19 June data and revised air travel outlook」

④ 観光庁, 「宿泊旅行統計調査」,

⑤ 道観光局, 「北海道観光入込客数調査報告書」

⑥ 道保健福祉部, 「北海道保健統計年報」

（宿泊施設には住宅宿泊事業法の民泊施設は含まれていない）

⑦ (公社) 北海道観光振興機構, 「来道者輸送実績」

⑧ (公社) 北海道観光振興機構, 「令和元年度 北海道来訪者満足度調査」

（宿泊数の割合、満足度、リピーター割合については、「無回答」を除いて算出）

⑨ (公社) 北海道観光振興機構, 「平成30年度 北海道来訪者満足度調査」

（宿泊数の割合、満足度、リピーター割合については、無回答を除いて算出）

⑩ 道観光局, 「観光客動態・満足度調査報告書 平成28年度」

⑪ 道観光局, 「第6回北海道観光産業経済効果調査」

⑫ 観光庁, 「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」

⑬ (株)ブランド総合研究所, 「都道府県 SDGs 調査 2020」

⑭ (株)ブランド総合研究所, 「地域ブランド調査 2020」

⑮ 日本政策投資銀行, 「DBJ・JTBF アジア・欧米豪 北海道観光に関する訪日外国人旅行者の意向調査」

⑯ 観光戦略実行推進会議(内閣官房), 第40回会議資料「資料1 観光の現状と観光庁の取組について(観光庁)」

⑰ 観光庁, 「令和元年度 観光の状況 令和2年度 観光施策(要旨)」

⑱ 観光戦略実行推進会議(内閣官房), 第38回会議資料「資料1 旅行消費の増加及び休暇分散に向けた取組について(観光庁)」

⑲ (株)野村総合研究所, 「2020年12月21日 NEWS RELEASE 野村総合研究所、日本の富裕層は133万世帯、純金融資産総額は333兆円と推計」

第5期 北海道観光のくにづくり行動計画

令和3年(2021年)11月

発行 北海道

編集 北海道経済部観光局観光振興課

TEL 011-231-4111 (内線 26-564)

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/index.html>